

○藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程

(指導教員)

- 第1条 修士論文（以下「論文」という。）の作成指導を行うために、指導教員を定める。
- 2 指導教員は、藤女子大学大学院人間生活学研究科（以下「研究科」という。）において特別研究を担当する教授1名とする。
 - 3 やむを得ない事由がある場合には、指導教員が代わることがある。
 - 4 指導教員の指導を補佐するため、副指導教員を置くことができる。

(題目の届出)

- 第2条 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の指導を受け、修了年度の前期授業終了日までに、修士論文題目届（様式1）を研究科長に提出するものとする。
- 2 やむを得ない事情により題目を変更する者は、指導教員の承認を受け、修士論文題目変更届（様式2）を研究科長に提出するものとする。

(審査の願い出)

- 第3条 論文の審査を願い出る者は、次の書類を研究科長に提出するものとする。
- (1) 修士論文審査願（様式3） 1部
 - (2) 修士論文 正1部 副2部
 - (3) 略歴書（様式4） 1部

(願い出の期限)

- 第4条 論文の審査の願い出の期限は、修了年度の2月9日正午までとする。ただし、2月9日が休日の場合は2月10日正午までとする。

(審査の付託)

- 第5条 研究科長は論文を受理したとき、審査委員会に論文審査及び最終試験を付託する。
- 2 審査委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会の審議)

- 第6条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて合否の判定を行うものとする。

(再審査)

- 第7条 論文の審査に不合格になった者には、後日、再提出を求め再審査をすることがある。

(保管)

- 第8条 論文は、本学図書館に保管する。

(その他)

- 第9条 非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、修士論文題目届提出期限、修士論文提出期限について変更することがある。

附 則

- 1 この規程は、2003年4月23日から施行する。
- 2 2002年4月1日制定の藤女子大学人間生活学研究科修士論文規程は、廃止する。

附 則

この規程は、2003年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行し、2015年度修了予定者から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

様式 1

修 士 論 文 題 目 届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

修士論文の題目を次のとおり届け出ます。

論文題目

--

指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

様式2

修士論文題目変更届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

修士論文の題目を次のとおり変更します。

論文題目

指導教員 _____ 印

副指導教員 _____ 印

様式3

修士論文審査願

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

フリガナ

氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

本籍地 _____ (都道府県名のみ)

連絡用住所 _____

専攻名 _____ 専攻

指導教員 _____

副指導教員 _____

論文題目

論文審査委員

主査 教授 _____

副査 _____

副査 _____

副査 _____

様式4

略 歴 書

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 専攻

学籍番号

氏 名 印

私の略歴は、以下のとおりです。

生年月日	年 月 日生
本籍地	(都道府県名のみ)
大 学	大学 学部 学科 年 月 入学 卒業・退学
職 歴	年 月 年 月 年 月
大 学 院	藤女子大学大学院人間生活学研究科 年 月 入学 専攻 年 月 修了・修了見込